

◎新潟県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年2月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 柿崎小国線
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字久米字須山599番1から同市大字久米字三ツ子沢2587番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月9日